

★刑事訴訟法第 499 条（還付不能物の公告）

①押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によって、その物を還付することができない場合には、検察官は、その旨を政令で定める方法によって公告しなければならない。

②公告をしたときから六箇月以内に還付の請求がないときは、その物は、国庫に帰属する。

③前項の期間内でも、価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。

★刑法第 235 条（窃盗）

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。